

平成 29 年度独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定)に基づき、独立行政法人労働者健康安全機構は、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 29 年度独立行政法人労働者健康安全機構調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

(1) 労働者健康安全機構における平成 28 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 2,571 件、契約金額は 846.3 億円である。また、競争性のある契約は 2,292 件 (89.1%)、817.1 億円 (96.5%)、競争性のない随意契約は 279 件 (10.9%)、29.2 億円 (3.5%) となっている。

前年度と比較して、競争性のない随意契約の割合が件数・金額ともに減少となっている (件数で△24 件 (△7.9%)、金額で△6.7 億円 (△18.7%)) が、主な要因は、医療機器の賃借契約において一般競争を実施すること等によるものである。

表 1 平成 28 年度の労働者健康安全機構の調達全体像 (単位: 件、億円)

	平成 27 年度		平成 28 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(72.7%) 1,735	(78.0%) 657.8	(77.6%) 1,997	(87.7%) 742.5	(15.1%) 262	(12.9%) 84.7
企画競争・公募	(14.6%) 349	(17.7%) 149.4	(11.5%) 295	(8.8%) 74.6	(△15.5%) △54	(△50.1%) △74.8
競争性のある契約(小計)	(87.3%) 2,084	(95.7%) 807.2	(89.1%) 2,292	(96.5%) 817.1	(10.0%) 208	(1.2%) 9.9
競争性のない随意契約	(12.7%) 303	(4.3%) 35.9	(10.9%) 279	(3.5%) 29.2	(△7.9%) △24	(△18.7%) △6.7
合計	(100%) 2,387	(100%) 843.1	(100%) 2,571	(100%) 846.3	(7.7%) 184	(0.4%) 3.2

(注 1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注 2) 比較増△減の()書きは、平成 28 年度の対 27 年度伸率である。

(注 3) 平成 27 年度の件数及び金額は、統合前の「労働者健康福祉機構」と「労働安全衛生総合研究所」を合計している。

(2) 労働者健康安全機構における平成 28 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、1 者以下の契約件数は 656 件 (29.7%)、契約金額は 214.1 億円 (27.4%) である。

前年度と比較して、件数・金額ともに減少となっている (件数で△20 件 (△3.0%)、金額で△88.7 億円 (△29.3%)) が、件数が減少した主な要因は、医療機器の購入や修繕が少なかったこと等、金額が減少した主な要因は、平成 27 年度において医療材料の継続的売買及び物品管理業務の複数年契約を多く締結したこと等によるものである。

表2 平成28年度の労働者健康安全機構の一者応札・応募状況 (単位: 件、億円)

		平成27年度	平成28年度	比較増△減
2者以上	件数	1,309 (65.9%)	1,552 (70.3%)	243 (18.6%)
	金額	469.5 (60.8%)	567.4 (72.6%)	97.9 (20.9%)
1者以下	件数	676 (34.1%)	656 (29.7%)	△20 (△3.0%)
	金額	302.8 (39.2%)	214.1 (27.4%)	△88.7 (△29.3%)
合計	件数	1,985 (100%)	2,208 (100%)	223 (11.2%)
	金額	772.3 (100%)	781.5 (100%)	9.2 (1.2%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約(一般競争、指名競争、企画競争、公募)を行った計数である。

(注3) 比較増△減の()書きは、平成28年度の対27年度伸率である。

(注4) 平成27年度の件数及び金額は、統合前の「労働者健康福祉機構」と「労働安全衛生総合研究所」を合計している。

2. 重点的に取り組む分野

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、一者応札・応募については、複数年契約の更新時期により件数、金額が大きく変動する傾向にあることから、評価指標を設定することは困難であるが、改善の取組については継続し、競争性、透明性の確保に努めることとする。

また、平成29年度は新法人として2年目を迎えるが、中期計画において「統合後のスケールメリットを生かして、新法人内における共通的な事務用品等の共同調達に向けた検討等も含め、一層の業務効率化を進める」としていること等を踏まえ、共通的に使用する事務用品等の共同調達に引き続き取り組み、事務の効率化に努めることとする。

(1) 一者応札・応募の改善

一者応札・応募については、昨年度、入札説明書を受け取ったものの入札に参加しなかった者からアンケート調査を実施し、調達等合理化検討会において要因を分析した上で、改善策について通知した。

今年度においては、その改善策【①公告期間の延長(20営業日以上)②資格要件(過度な要件となっていないか等)の見直し③仕様書(業務内容が具体的に記載されているか等)の見直し④合理的な統合・分割等⑤入札から履行までの十分な期間の確保】への取組状況についてフォローアップの調査を実施し、必要な改善措置を講じていくこととする。

(2) 契約金額等情報の共有

労災病院等で共通的に調達されているレンタル医療機器等について、本部において契約価格等を調査収集し、各施設において情報共有することにより、積極的な価格交渉と契約手続の効率化を図ることとする。

なお、本計画の実施に当たっては、「官公需法」に基づく中小企業の受注機会への配慮や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」等の諸施策との整合性に留意するものとする。

3. 調達に関するガバナンスの徹底(【 】は評価指標)

(1) 随意契約に関する内部統制の確立

新たに随意契約を締結することとなる案件(除く、少額随契)については、事前に当機構内に設置されている随意契約審査会(総括責任者は経理担当理事)に報告し、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否等の観点から点検を受けることとする。

ただし、災害等による緊急整備の場合等止むを得ないと認められる場合は、事後的に報告を行うこととする。

(2) 調達の客観性及び透明性の向上を図るための取組

一定額以上の企画競争等の採用に当たっては、複数の部署で構成された「入札・契約手続運営委員会」において、競争参加資格等の適切性等について調査審議するとともに、プロポーザル方式により設計事務所や建設コンサルタントを選定するに当たっては外部有識者を選定委員に加えることとする。

(3) 不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

平成27年度決算検査報告において不当事項とされた分割して随意契約とした契約手続については、契約の決裁時に少額随意契約に係る自己点検を行うこととするとともに、内部監査時にはその状況を確認するなど、内部牽制体制を一層強化し再発防止に万全を期す。

また、今年度においても全国労災病院会計・用度課長会議や担当者会議を開催し適正な事務処理について徹底するとともに、各施設への個別業務指導を実施することにより業務マニュアルに沿った事務処理が適切に行われているかの確認を行い、必要に応じた指導を行う。【各施設への業務指導:年間5件以上実施】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、経理担当理事を総括責任者とする調達等合理化検討会により、調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	経理担当理事
副総括責任者	経理部長
メンバー	経理部次長、契約課長

(2) 契約監視委員会の活用

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、これに関連して、理事長が定める基準(新規の随意契約、2か年度連続の一者応札・応募案件など)に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、労働者健康安全機構のホームページにて公表するものとする。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。